

## 子の監護と宗教Ⅱ再考

——カナダのコモン・ロー諸州について——

村 井 衡 平

### 目 次

- 一 問題の再提起
- 二 判例の大別——子に及ぼす宗教の影響
  - 1 子が直接に被害をうける例
  - 2 子が間接に被害をうける例
  - 3 親の一方のみが宗教に係わる例
- 三 結 び
- 一 問題の再提起

神戸家庭裁判所で二十年近く家事調停委員を勤めた経験のある筆者は、子の監護に宗教がからまる調停事件を担当したことがあった。それは、子の母からの親権者変更の申立てであって、夫婦はすでに協議離婚し、六才未満

の幼児二人の親権者を父と定めていた。父は母に無断で二人の幼児をある特殊な宗教的思想にもとづいて運営されている団体に付属する学園に入所させてしまった。そこでは多くの子供たちを親から離して共同生活をさせ、特殊な考えにもとづく教育を施している。父はこの団体の講習会に出席し、団体の趣旨に共鳴して子を学園に入所させたというのである。母は学園の内部の実情を知り、自分が子を引き取って監護したいと考え、夫に申し入れたが、夫は協議に応じない。母が学園に子との面接を請求したが、頑固に拒絶された。そこで、母から親権者変更の申立をし、人身保護法にもとづいて違法拘束救済を請求している。この事件では家庭裁判所調査官による当該団体の実情調査なども実施されながら、結局、調停不調で事件は終了したが、子の監護に宗教がかかわり合う珍しい事例として、記憶にはつきり残っている。

筆者はこれより以前、カナダのオンタリオ州について、「宗派を異にする養子縁組」の問題を取り上げたことがあった。<sup>(1)</sup>それは縁組の際に、子の養親となるべき人と養子となる子とがそれぞれ宗教・宗派を異にする場合、たとえば同じキリスト教であっても、一方がローマ・カトリックであり、他方がプロテスタントであるような場合に、子の最善の利益を考慮すべき裁判所として、かかる養子縁組について養子決定 (adoption order) をするのが妥当であるかどうか、という問題に帰着する。検討の結果、当事者の宗教・宗派のちがいが実際にどのような困難な事態を招来しているか、詳細に知ることができた。その後、さらに同じ問題について、「カナダにおける子の監護と宗教」<sup>(2)</sup>と題し、基調となるイギリスのコモン・ローを出発点とし、とくにオンタリオ州の事情を調べる機会があった。今回はこれらの成果を基礎におきながら、さらに視野を広げ、子の監護と宗教の問題をめぐって、オンタリオ州のみでなく、コモン・ロー諸州に現われた事例を検討することとする。

(1) 村井「宗派を越えた養子縁組——オンタリオ州を中心に——」カナダ研究の諸問題(日本カナダ学会編)一九

八七年八七頁以降。

(2) 村井「カナダにおける子の監護と宗教——とくにオンタリオ州について」神戸学院法学二十一卷二号二三頁以降(一九九一年)。

## 二 判例の大別——子に及ぼす宗教の影響

コモン・ローにおいて、父は子の宗教的教育について指示する権利を有していて、この権利は、子の利益が裁判所を強制して例外を作らせる場合を除いて、支配的なものであった。イギリスの *Hawksworth v. Hawksworth* (一九七一) 事件はこの趣旨を明言していた。また、一八九一年の「子の監護に関する法律を修正する法律」

(An Act amend the Law relating to the custody of the children) の第四条も、現に子がそれによって養育されている宗教的な信条が親の希望するものと異なる(1)とき、親の意見が優先する旨を定めていた(2)。だが、その後、時代と共に裁判所の見解は変化し、父の権限は子の福祉という至高の考慮に従うものとされるようになった。

カナダにおいても、現在では、宗教は単に裁判所が子の最善の利益 (The Best interest of the child) を決定するに当って考慮する多くの要因の中の一つにすぎなくなっている。宗教はいくつかの州の法律でいぜんとして言及されているが、もはや一方の親の宗教が他方のそれに優越するということは残っていないといわれる(3)。

われわれが現に生活している近代的な社会において、日常生活を含むすべての面で多様化している。多文化社会といっても過言ではない。このことは、当面の問題とする子の監護についても例外ではない。親が幼い子を監護するとき、宗教的に無節操といわれるわれわれ日本人の家庭ではほとんど問題にならないことが、宗教的な伝

統を受け継ぐ国々では、夫婦・親子の間に紛争を引き起すことになる。両親がそれぞれ同じ宗教・宗派に従って生活し、共同して子を監護している場合は、無事平穏であり、とくに問題は生じないであろう。だが、時として、両親が別々の宗教を固く信じており、子の監護についても異った信念にもとづいて行動するとき、とぼっちりが子に及んでくる。この事態は、子の立場からみると、さらに二つに大別できると思われる。

一つは、直接的な被害というべきものである。たとえば、一方の親がある宗教の行事に他方の親の意思を無視して強制的に出席させるとか、今までは一方の親の宗教にもとづく特定の学校に入学させていたところ、突然に他方の親が子を強制的に退学させ、別の宗教にもとづく学校に入学させるといった例が考えられる。子の立場からみれば、親の勝手な行動にもとづく直接的な被害を蒙ることになる。また、もう一つは、子が両親からそれぞれの信じる宗教についてさまざまな話しを聞かされる結果、子としてはどちらの親のいうことを信じて行動したらよいのか、態度を決しかねてストレスを生じるといった例がみられる。これはさきにもた直接的な被害とは対照的に、間接的な被害とよぶのが適当であろうと思われる。とはいいながら、つねに右のように二つに大別できるわけではなく、両者が混り合っている例も多いのではあるまいか。さらに、ときには子の両親の一方のみがある宗教を信仰することが子に影響を及ぼす例も考えられる。

いずれにしても、ある宗教が子を傷けているとの主張がなされるとき、裁判所はつらい矛盾に直面することになる。それは宗教ないし信仰の自由——対——子の最善の利益という問題である。両者の価値はカナダにおいて高く評価されているから、裁判所は、一方を他方よりも支持しているようにみられることをきらっている。このように二分することを避けるため、裁判所は子の最善の利益をテストするに当って、修正された説明を適用している。一つは、裁判所が信仰の自由を支持し、しかもある宗教にもとづいて判決すること強く拒否する。もう一

つは、宗教上の行事が子に及ぼす影響を詳細に調査する。もしこれらの行事の結果として、子の成長が世間の水準よりも低下するならば、裁判所はこれに干渉することになるといわれる。<sup>(4)</sup>このような事情を念頭におきながら、子の監護と宗教をめぐって実際に争われた事例をいくつかに大別して検討していこうと思う。

- (1) 村井「カナダにおける子の監護と宗教」神戸学院法学十二巻二号一三三頁。
- (2) W. Toselli. Religion in custody dispute. R. F. L. 2d. vol. 25. p. 262.
- (3) D. A. Klein, Family Law Award in Canada. p. 202.
- (4) W. Toselli, op. cit. p. 261.

## 1 子が直接に被害をうける例

### 一 Strum v. Strum (一九九四) 事件<sup>(1)</sup> イギリス

本件はカナダの判例集に登載されたイギリスの事件であるが、先例として価値を有していると思う。この事件において、一九六六年の離婚仮判決により母が三人の子の監護を認められていた。ところが、夫は最年長の子について、ユダヤ教を信仰させようと企て、両親の間で意見が対立した。妻は他の二人の子を彼女が選ぶ宗教によって養育することが認められることを条件として合意しようとするが、夫はこれを認めず、最年長の子の監護を請求した。

裁判所はこれに対して、夫の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、至上のものとして考慮しなければならぬのは、子の利益および福祉である。両親の希望は考慮されるべきであるが、それは只、子の利益お

よび福祉と関連するすべての他の事柄との関連においてにすぎない。父がコモン・ローで母に優先することは、もはや存在しない。裁判所は、別々のキリスト教の信条または宗派の間もしくはキリスト教徒と非キリスト教徒の間の理非 (merits) を差別しようとするのではない。子を宗教的に養育することは、子を法律上で監護する親の手に委ねるべきだというのである。

ここにユダヤ教というのは、キリスト教以外で最大の勢力を誇るもので、古代オリエントに発生し、現在も約一五〇〇万人の信徒を有する世界最古級の宗教である。その信仰によれば、唯一つの神の啓示をうけた民族のたどった歴史の軌跡にはかならない。事実、ユダヤ教の教義は、民族史の中で生じた事件と関連して形成されてきた。したがって、民族史を語らずにユダヤ教を説明することはできないとされる。<sup>(2)</sup> いずれにしても、当面の事件において、父は自分の信じるユダヤ教を最年長の子に信仰させようと強制している。子が自分から進んでそれを受け入れるならば問題はないが、そうでないとすれば、父の信じる宗教によって直接的に被害を蒙ることになる。母の信じる宗教はここで明らかにされていないが、ユダヤ教以外の宗教により、最年長の子を含めた三人の子を監護している。子の立場よりすれば、一方では父によりユダヤ教の教義を教え込まれると同時に、他方では年下の二人の子と同じく、母によってユダヤ教以外の宗教のもとで監護されるという変則的な事態に落ち入り、困惑するにちがいない。子の最善の利益を考慮するとき、父の要求を斥け、最年長の子も従来どおり母の信仰する宗教のもとで監護を継続させることが望ましい。裁判所の判断をみても、古いコモン・ローの考え方が完全に払拭されていることはいまでもない。

(一) R. F. L. vol. 8. p. 140.

(二) 世界宗教大事典一九六〇頁。(一九九一年) 平凡社。

二 Schultz v. Schulz (一九八七) 事件<sup>(1)</sup> ブリテイッシュ・コロンビア州

この事件において、夫婦は一九七六年に婚姻し、一九八七年に別居した。別居後、八才、七才、五才、二才および七カ月の五人の子が母の許に残された。母はファンダメンタリズム教会 (Fundamentalism) に入り、子をフランス浸礼学校 (French immersion school) からこの教会の学校に転校させた。母の教会とのかかわり合いが増し、彼女は子を他の社会活動から遠ざけ、教会に巻きこまねにした。教会の儀式および信条は、教会に対して局外者である父と子の関係に不利な効果を及ぼす危険がある。そこで、母は家族関係法 (The Domestic Relations Act) の下で子の監護を請求した。

裁判所はこれに対して、年長の四人の子の監護を父に、最年少の子の監護を母に託し、次のように判断している。すなわち、監護の事件において、唯一、考えなければならないのは子の最善の利益である。親の宗教的信条または儀式は、親の教会とのかかわり合いが子の福祉に影響を及ぼす場合にのみ、関連をもってくる。すべての事情を考慮すれば、四人の年長の子を父の監護のもとにおくのが最善の利益に合致する。母の教会とのかかわり合いおよび行動は、子に関する彼女の判断に疑問を生じさせた。父はより良い健全な環境を提供し、面接を促進するように仕向けるにちがいないというのである。

ここでまず、ファンダメンタリズムとは何かについて、理解を得なければなるまい。これは一九二〇年代に起ったアメリカ・プロテスタント教会内の保守的な神学運動をいい、根本主義と訳される。このルーツは十九世紀に英米で何度も燃えひろがった千年王国運動や信仰復興運動の中にあるが、一九一〇年—十五年に《The Fundamentals》という小冊子が頒布されてから、一挙に社会問題に進展したといわれる。近代化に伴う合理主義、世俗主義はキリスト教信仰の根本要素を危くしていると批判する。そして、聖書は一字一句にいたるまで神の霊

感によってなったもので、無謬であるとする説を固守し、自分たちの信仰にくみしない者を排他的に非難・攻撃するなどの偏狭な態度は、やがて大勢の支持を失う結果になったとされる。<sup>(2)</sup>

当面の事件において、右のようなファンダメンタリズムを信じた母は、四人の幼い子がこれまで宗教と何の關係もない正規の学校に通っていたのを、強制的に右の教会の学校に転校させてしまった。これと関連して、三つの要因が裁判所をなやませたという。第一に、子の就寝時間は午後八時であったが、母が子を教会に伴っていき、儀式が午後十時まで続いたため、子は教会の中で寝てしまったこと、第二に子が教会の学校に転校させられたが、そこには適切な教師が不在であったため、子が適切な宗教教育をうけることを促進する機会を奪うことは、子の最善の利益に反しており、母の側に判断が欠けていたことを示し、第三に子のためのすべての社会的な活動が教会によって阻止されていると指摘される。<sup>(3)</sup> 四人の子からみれば、親しい友達との勉強や遊びをすべて絶ち切られ、とまどつたにちがいない。これまで全く無縁であった宗教の世界で、ファンダメンタリズムといった考え方を理解できるはずもない。さらに加えて、母は右の教会と全く關係のない父が子のおかれた立場に危険を感じて、子の救済にのり出すかも知れないと先手を打って、正式に子の監護を請求するという手段に出ている。いわば子の人質にとって自分の考えを貫こうとしている。子の立場からみれば、母の利己的な考えにもとづいた宗教による直接的な被害をうけている状況にほかならない。このように、子の監護をめぐる、一方の親が子の最善の利益を促進するよりも、自分自身の教会に対する誓約を優先させる行動をとるとき、他方の親に監護を託するのが最適の方法として評価することができようであろう。

(1) R. F. L. 3d. vol. 12. p. 141.

(2) 世界宗教大事典一六二二頁。(一九九一年) 平凡社。



(30) W. Toselli. Religion in custody dispute. R. F. L. 2d. vol. 25. p. 264.

三 Moseley v. Moseley (一九八九) 事件<sup>(1)</sup> アルバータ州

この事件において、夫婦は一九八二年に婚姻し、一九八五年に別居した。別居後、母の許に五才、三才、一才の三人の子が残された。母はファンダメンタリズムを信仰する。この信仰の詳細な内容は、さきに Schultz v. Schultz (一九八七) 事件で紹介したところであるが、それによれば一般大衆からの高度の分離を目指している。この宗教は多くの一般的な社会活動に反対し、会員でない人々との交際を拒否する。母は彼女の宗教的信条を理由に、父が子と通常の関係を維持することに干渉した。母の世帯は不潔であり、乱雑であった。そのうえ、彼女は子に対して過度の肉体的処罰を行った。父は母の宗教と関係がないので、子は父に従った。父は母の宗教的信条を尊重しながら、子の監護を請求した。

裁判所はこれに対して、父に監護を認め、次のように判断している。すなわち、裁判所は一方の親の特定の宗教的信条が他方の親のそれより優先されるべきかどうか、意見をのべる権利を与えられてはいないが、子の一般的な福祉および一方または双方の親の宗教的信条および儀式が子の幸福に及ぼす影響を考慮する義務を負わされている。このように評価するとき、裁判所は両親の信条が子に伝えられることができるかどうか、そして、もしできなければ、いずれの信条が他方のそれに道をゆずらなければならぬか、考慮しなければならないというのである。

当面の事件において、ファンダメンタリズムを信仰する母の許に三人の子が残されている。もともと、この宗教は会員でない人々とは交際せず、たとえ親子の間でも例外ではないようである。現に母はたとえ子の父であつ

ても、父と子が通常の関係を維持することに干渉し、そのうえ、子に対して過度の肉体的な処罰まで加える。また、この宗派の教えによれば、子は愛情のこもった親の手にのみ支持されるべきであるから、子は木のかいで平手打ちにされるべきであった。子が病気になるたとき、母は祈りにのみたよっており、病気が数日続いてはじめて医者にかける。競争のほげしいスポーツとか、学校での活動または男女混合のスイミングは、どれも許されなかった。<sup>(2)</sup> 子の立場よりすれば、母の信じる宗教により直接的な被害をうけている。このような親の宗教的な信条が子の福祉、最善の利益にとって大きな障碍になると認定されるとき、子の監護は他方の親に託され、将来に向って、子を宗教的に教育することを命令によって禁止されるのも、充分な理由があると考えられる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 20. p. 301.

(2) V. Toselli, Religion in custody dispute. R. F. L. 3d. Vol. 25. p. 201

#### 四 Re M. (L. and K.) (一九七八) 事件<sup>(1)</sup> アルバート州

この事件において、問題となる二人の子は三十一才になる彼等の父から離され、ブリテッシュ・コロンビア州にいる母に託されていた。子は両親が The Alpha and Omega Order of Melchizedek, G. E. O. M. とよばれるカルト的な団体の会員であったときに生まれた。この団体は知能 (Intelligence) 気力 (energy) および財力 (substance) と三つの不変の原則を提唱するキリストに関する人道主義の原理を基本としている。子は両親が働いている間、留守番の人に託されていた。母は右の団体を離れるまでの三年間、父子との接触を絶っていた。団体の内部において、子は全く別の範疇のものと考えられ、時として、些細なことで厳格に処罰され、行動を制約されていた。児童福祉ディレクターは子が放置されているとして、子の監護を請求した。

裁判所はこれに対して、デイレクターに子の監護を命じ、次のように判断している。すなわち、デイレクターは現状が児童福祉法 (The Child Welfare Act) に明白に定義されている子の放置であることを立証することができた。放置は子の肉体的および精神的福祉に対する損害を含んでいる。父は宗教的自由の権利を有しているが、子の健康および福祉を危険にさらすことまで拡大されるものではないというのである。

ここでは、カルト的な宗教団体の会員である親の手から州が子を保護している点に特色がみられる。この団体は人道主義の原理を基本とするといながら、現実には商的な企業ではなからうか。子の父母は当初そろってこの団体の会員であったが、なんらかの事情で母はこの団体を離れ、父のみが残った。そして、二人の子は父の許に留まっている。父はカルト的な団体の考えにより、子を放置したと認定されるような行動をとった。もつとも、子の方も、彼等がキリストの子 (christ children) とみなされる高い身分とされることに一種の慰安を見出していたともいわれる。裁判所は、この団体が排他的な階級制度を創設していることに混惑したようでもある。すなわち、グループの外で生まれる子は私生子とされ、きわめて厳格で固定した方法で取り扱われ、肉体的な罰がしばしば加えられたという。人道主義を表明する団体の基本原理からすれば、何人も予想できない事態に外ならない。二人の子は父の信じるカルト的な団体の教義による直接的な被害をうけていると断言してまちがいなからう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 6. p. 297.

五 Tardif v. Tardif (一九七五) 事件<sup>(1)</sup> サスカチュワン州

この事件において、夫婦は一九七〇年に婚姻したが、約四年間、婚姻は浮き沈みをくり返した。妻は家事に限界を感じ、より大きな世界に移りたいと望んだ。彼女は夜間授業に出席し、結婚指輪をはずし、また他の方法で

彼女が婚姻に不満であることを示した。このような彼女の態度および考え方は、彼女に古風な思想を求め、夫と対照的であった。一九七四年一月に、夫はエホバの証人 (Jehovah's Witness) として知られる宗教団体に入った。当初、妻はこれに興味を示し、夫と共に会合に出席し、エホバの証人の文献を勉強した。しかし、一九七五年に妻はこれに熱中することを止めた。彼女の属しているローマ・カトリック教会とエホバの証人の教えとの間には大きな相違が存在し、輸血の認否が最大の問題と考えたからである。これを契機として、妻は六才と二才の二人の子の監護を請求し、夫は子との面接を求めた。

裁判所はこれに対して、子の監護を母に認め、次のように判断している。すなわち、両親の行為、彼等それぞれの権利、子の年令、子の監護をめぐる各親の利益を考慮するとき、多少のちゅうちょはあるが、現在のところ、子の最善の利益のためには、母に彼等の監護を託すべきであろう。しかしながら、監護は決して永久のものではなく、彼等の父に対する子の感情および態度に絶対に影響を与えないよう、最大の注意を払うべきだといふのである。

ローマ・カトリック教会は、ローマ教皇が地上におけるキリスト教の代理者であることを認めるキリスト信徒の共同体<sup>(2)</sup>を意味することはここで改めていうまでもない。サスカチュワン州において、一九八一年にローマ・カトリック教の信徒は人口の三二・四%を占めていたが、ここで問題になるのは、「エホバの証人」または「ものみの塔」の教義である。創始者はアメリカのペンシルバニア州生れの小間物商チャールズ・ラッセル(一八五二—一九一六)といわれる。若い頃は組合教会に属していたが、聖書の「永遠の刑罰」を恐れるあまり、独自の聖書解釈によって、「地獄はない」「永遠の利罰はない」「イエスは神ではない」「三位一体はまちがいで、エホバなる唯一の神があるのみ」とする神理を作り上げた。そして、一八七〇年の初めに、ピッツバーグ市で現在のエホ

バの証人のもととなった聖書のグループを発足させた。彼の死後、会長職をジョセフ・ラザフォードが受け継ぎ、団体の名称をイザヤ書四三章十節にある「あなたがたは私の証人、――主のお告げ。――わたしを選んだわたしのしもべである」という個所からとり、「エホバの証人」として正式に定めた。<sup>(4)</sup> エホバのみを神として礼拝するゆえに国旗敬礼や徴兵も拒否する。奉仕者の戸別訪問による冊子配布伝導でも有名である。<sup>(5)</sup>

ところで、エホバの証人の最も愚かな教理の誤りの一つに「輸血の禁止」のあることは広く知られている。また、「かたの原理」(umbrella principle) に従って子供たちを他の世界から分離させることを目的としていると<sup>(6)</sup>いう。一九七一年当時、エホバの証人の信者はカナダの全人口の約〇・八%といわれる。<sup>(7)</sup> 当面の事件ではエホバの証人に入信した父に対し、母は最終的にカトリック教を固く守ったため、父母の間の宗教の相違が明白となり、ここでも子が必要とする場合に輸血を認めるかどうかをめぐる問題が生じてきた。子の立場からすれば、父がエホバの証人の教えを守る限り、将来、医学的に輸血をうける必要が生じた場合でも、それをうけられない恐れが生じる。まさに、父の信じる宗教により子が直接的に被害をうける事態が予見される。また、他方では、誰れか健康な子がいつか輸血を必要とすることになるかどうかは、本質的に「純粹な思索」の問題であるとし、かかる必要が現実のものとなる時、裁判所は子が適切な医学的世話もうけることを保証するために、他方の親の同意にたよることになろうといわれる。<sup>(8)</sup> 当面の事件において、裁判所が子の監護をエホバの証人と関係のない母に認めたのも右のような事情にもとづくものと思われる。

(1) R. F. L. vol. 24, p. 283.

(2) 世界宗教大事典二〇九〇頁。(一九九一年)平凡社。

(3) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年)未来社。

- (4) クリスチャン新聞編「教会への挑戦—ドキュメント異端」一五九頁—一六〇頁参照。
- (5) 世界宗教大事典・前掲一九一九頁。
- (6) V. Tosselli, Religion in custody, R. F. L. 3d. vol. 25. p. 203.
- (7) 世界キリスト教百科事典三〇四頁（一九八二年）敬文館。
- (8) V. Tosselli. cp. cit. p. 263.

## 2 子が間接に被害をうける例

### 1 Elbaz v. Elbaz (一九八〇) 事件<sup>(1)</sup> オンタリオ州

この事件において、夫婦は一九六七年に婚姻し、一九六九年に別居した。妻はローマ・カトリック教からユダヤ教に改宗したが、夫は正統派ユダヤ人であった。彼等には十才と六才の二人の子がいる。一九七四年に妻は婚姻住居の外で仕事についた。妻は仕事で時々旅行し、夫も仕事上で年に数週間の外国への旅行を必要とした。夫は厳格な性格であるため、婚姻状態が悪化してもそれを無視していた。夫婦は和諧しようと試みたが、無駄であった。一九七八年に夫が虐待を理由に離婚の訴を提起し、妻は反訴で二人の子の監護を請求した。

裁判所はこれに対して、子の監護を夫に認めて次のように判断している。すなわち、具体的な事情のもとで、子は父の許に残るのが子のための最善の利益であった。父と同じ程度で宗教的な伝統にこだわらない母により、子が不利な影響をうけているという事情は存在しない。子は、たとえ両親がちがった宗教を信じていても、彼等

が互いに相手の立場を尊重し合っている限り、両親とうまくつき合っていくことができよう。ましてここでは父母が同じ宗教を信じているから、うまくいかないはずはないというのである。

ユダヤ教については、さきにイギリスの *Strum v. Strum* (一九七三) 事件でも問題になったけれども、古代オリエントに発生し、現在も全世界で約一五〇〇万人の信徒を擁する世界最古級の宗教である。信徒の数は一九八〇年当時、カナダ全人口の十四%、約三十三万七五〇〇人を数えている。<sup>(2)</sup> 当面の事件において、妻がカトリック教からユダヤ教に改宗したため、夫婦は同じ宗教を信仰することになった。子の立場からみると、もし父母がそれぞれ別々の宗教を信じ、各自が子に対して自分の信仰することを子にも強制しようとする態度をとるならば、子が幼少であるとき、どちらを受け入れたらよいのか、判断に迷うであろうし、判断の基準それ自体がわからない事態も予想される。だが、幸いにもここでは父母が同じユダヤ教であるため、しかも両者とも余り宗教的な伝統にこだわらない性格であるため、子にとっては大きな救いになっていると思われる。

(1) R. F. L. 2d. vol. 16. p. 336.

(2) 世界キリスト教百科事典三〇四頁(一九八二年) 敬文館。

一 *Hayre v. Hayre* (一九七三) 事件<sup>(1)</sup> ブリテイッシュ・コロンビア州

この事件において、夫婦は一九四七年に婚姻した。夫は二十一才のとき、父に連れられてインドからカナダにきたシク教徒 (*Sikh*) であり、婚姻当時、二十三才になっていた。妻は十八才であり、アイルランド系カナダの血統で、プロテスタントである。現在、夫婦には二十三才、二十才、十六才の三人の娘と九才の息子がいる。ところが、人種および宗教を異にすることが主な原因で、夫婦は一九七一年に別居した。妻の提起した離婚訴訟

において、争点の一つとして、子の監護が問題となった。年長の二人の娘は別として、年下の娘と息子を誰れが監護するのか。娘は母の監護を望んでいるため、息子の監護の問題が残された。

裁判所はこれに対して、父に息子の監護を認め、次のように判断している。すなわち、この少年はシク教徒であり、彼はこの国において、つねにシク教徒としてみられている。彼はシク教徒として養育され、彼がつねに仲間として人々の宗教および伝統の中で教育され、現在もっているパンジャブ (Punjab) 語の知識を保持するのが彼のために適切である。シク教徒の社会の中でのみ、彼は誉りをもって個人としての同一性を維持することができる。母がいかに彼を愛していたとしても、彼女がこれを完遂することは不可能だといっているのである。

ここに登場するシク教とはどのようなものであろうか。これはナーナク (一四六九—一五三八) を開祖とするインドの有力な宗教であり、シク (Sikh) というのはサンスクリット語のヘシシヤ Sisyā に由来し、弟子を意味する。シク教の教義の特色は、ヒンズー教とイスラムとを批判的に統合したという点にある。このことは、ナーナクの「自分はヒンズーでもなければムスリム (イスラムの教徒) でもない」とか、「ナーナクは、ヒンズーのグルであり、ムスリムのビール (尊師) である」とかいう言葉によって明らかである。シク教において、神は唯一のものであり、世界に遍満するものであり、なんらかの原因より生じたものでなく、自ら生じたものであり、太古より現在、未来にいたる永遠不変の真実であり、生きとし生けるものを真実に目覚めさせる適切な案内者であるとい<sup>(2)</sup>う。

夫は右にみたようなシク教徒であり、一方で妻はプロテスタントを信仰している。ブリティッシュ・コロンビア州において、一九八一年当時、プロテスタントは人口の五四・七%を占めていた。<sup>(3)</sup>一方、シク教徒は一九七〇年当時、カナダ全土で約七〇〇〇人といわれる。<sup>(4)</sup>子の立場からみると、父母が右のような全く異った宗教を信



じていて、妥協の余地はない。このような場合でも、父母が互いに子の監護をめぐる自分の宗教を信仰させようとする態度を示すときは別として、そうでなく、子の監護については自分の宗教はいわば棚上げにしておくという態度をとるならば、子は安心して監護をうけることができよう。当面の場合、息子の父は幼少のときから成長の過程を通してシク教徒であり、息子も同じくシク教徒として養育してきた。息子の立場からみると、父母が離婚後も、自分と同じシク教徒である父による監護をうけることが自然の成り行きと考えられ、それが息子にとって最善の利益となる。もしプロテスタントである母の監護をうけることになれば、息子は父母が宗教を異にすることによる間接的な被害を蒙ることになると思われる。

(1) R. F. L. vol. II, p. 188.

(2) 世界宗教大事典七九二頁。(一九九一年) 平凡社。

(3) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年) 未来社。

(4) 世界キリスト教百科事典三〇四頁。(一九八二年) 敬文館。

### 三 Singh v. Singh (一九八二) 事件<sup>(1)</sup> アルバータ州

この事件において、夫婦は一九六八年に婚姻した。婚姻に先立ち、彼等は子をシク教徒として養育する旨を合意していた。夫は整形外科を開業するシク教徒であるが、妻はギリシヤ正教を信仰し、看護婦の仕事をしており、現在、十二才と十才の二人の子がいる。ところで、数カ月に及ぶ夫婦間の不和ののち、夫は離婚の訴を提起し、妻が出廷しないまま、妻が仕事で不在中は夫が子を監護していた。その後、離婚仮判決により、子の監護は妻の不在中、夫に認められた。そこで、妻は離婚仮判決を変更し、子の監護を認めるよう請求した。

裁判所はこれに対して、妻の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、子の宗教および文化的同一性のみならず、相対的な親としての熟練および親子関係を考慮する点において、原審に明白な誤りは存在しないというのである。

ここではギリシヤ正教が新しく姿をみせている。一四五三年にビザンチン帝国が滅亡し、オスマン帝国支配の時代に入ると、ギリシヤのキリスト教徒も従前どおり、その管轄下におかれた。だが、ギリシヤの独立運動が高まると、教会もこれに荷担し、一八二一年にパトラスのラウス修道院長ゲルマノスは自由への闘争をよびかけた。一八二二年にギリシヤの教会は、オスマン帝国の利害を代弁していたコンスタンチノープル総主教座からの独立を宣言した。総主教はギリシヤ教会の独立を認めなかったが、一八五〇年に妥協が成立した。現在ではアテネ大主教を首長とするギリシヤ正教会は、東方正教会の中で最大の社会をなし、ギリシヤ国民の九五%以上が正教会に帰属しているという。<sup>(2)</sup> 一九七〇年当時、シク教徒の数はカナダ全土で約七〇〇〇人といわれるが、ギリシヤ正教徒の数はわからない。

ところで、当面の事件において、婚姻に先立ち、シク教を奉じる夫とギリシヤ正教を信じる妻は、自分たちの子をシク教徒として養育する旨の合意をしていた。だが、現実には妻は二人の子の監護にほとんど貢献していなかったように見受けられる。かえって夫が主体的に監護の仕事を引受けていたとみてまちがいない。子の最善の利益を考慮するとき、子がそれを信仰しているかどうかは別として、これまで子にとって訓れ親しんでいるシク教を信じる夫の監護をうけることが望ましい。さきにみた *Hayre v. Hayre* (一九七四) 事件および当面の事件について、次のような指摘がみられる。それによれば、いずれの事件もその争点は、ある宗教が子にとって有害かどうかという点にあった。裁判所はいずれも、民族的な特色は、不寛容な社会における自己同一性 (self-

identity) を獲得するのを容易にするために、子の定期的な教育を決定する。人類的な分類がいかにかに子の教育に影響を及ぼすかは複雑な問題だといっているのである。<sup>(4)</sup> 当面の事件において、もしこの時点で監護者が母に変わり、彼女が二人の子にギリシヤ正教を信仰するよう強制することにでもなれば、子は両親の宗教による直接・間接の被害をうけることにもなりかねない。

- (1) R. F. L. vol. 11. p. 184.
- (2) 世界宗教大事典四八頁。(一九九一年) 平凡社
- (3) 世界キリスト教百科事典三〇四頁。(一九八二年) 敬文館。
- (4) V. Toselli. Religion in custody dispute. R. F. L. 3d. vol. 25. p. 272.

#### 四 Imert v. Imert (一九八三) 事件<sup>(1)</sup> アルバータ州

この事件において、十才および七才の二人の子のある夫婦に離婚仮判決が言渡された。母は婚姻中、家族の生計を立てる反面、父は金銭を浪費し、不健全な財政的冒険を犯した。また、夫婦は長い間、エホバの証人という宗教団体の会員であつて、母は長老によるきびしい訓練をうけて、仲間はずれにされ、また父は団体が過去より将来にわたり、年長の子に対して母に悪感情を抱くように仕向けた。このような事情のもとで、裁判所は母に子の監護を認め、父には、彼が宗教を利用して子が母に悪感情を抱くように仕向けたりしないことを条件として、子との面接を認めた。条件の内容は、①母の明示の同意なしに子をいかなる宗教的儀式にも連れていかないこと、②彼または彼の仲間もしくは彼の利益のために行動するいかなる人も、子が彼等の母に対して悪感情を抱いたり、または宗教とみせかけて、母にさらなる敵意を抱くようにさせる宗教的な提示をしないこと、というのである。

ここでは、二人の子の父母はいずれもエホバの証人の教えを信じている。だが、二人はその生活態度を全く異なる。母が主として家族の生計を立てる反面で、父は浪費に走る。しかも年上の子と母の関係を悪化させようとさえ計っている。このような態度をとる父に子の監護を委ねることは、子の最善の利益を考えると、認められまい。他方において、父に子との面接を拒否するに充分な理由は存在しなかったようであるが、面接を認めるについて厳格な条件をつけたことが注目される。もし無条件で子との面接を認めるならば、父は子に対して、自分の信じるエホバの証人の教えを強制するにちがいない。そうなれば、子は親の信じる宗教による直接・間接の被害をうけることにもなりかねない。父が条件に違反するような行動に出るならば、面接は直ちに中止されるべきであろうと思われる。

(一) R. F. L. 2d. vol. 38. p. 260.

#### 五 Sullivan v. Sullivan (一九八四) 事件<sup>(1)</sup> プリンス・エドワード・アイランド州

この事件において、当事者は六年間、内縁関係にあり、三人の子がいる。父はローマ・カトリック教徒であり、母はエホバの証人を信じている。別居に当り、当事者は母および子が従来の住居に残ることを合意した。その後、彼女は住居を離れ、父がそこに居住した。父はそれまで住居を維持する費用を負担し、さらに母子の移転費用も支払った。従来より便利な場所にあると考えた所に移転したのち、母は社会福祉局より財政的な支援をうけた。父は家族法改正法 (The Family Law Reform Act) に従って子の監護を請求し、母は反訴で子の監護および母子の扶養料を請求した。

裁判所はこれに対して、子の監護を母に残し、母子の扶養料請求は棄却し、次のように判断している。すなわ

ち、母が子の身体の世話をすることについて、異議はなかった。エホバの証人の教義によれば、子を社会の本通  
りから遠ざけるけれども、一つの教義が他の教義よりも子の最善の利益になると裁判上で決定することは、裁判  
所の機能として適切ではなかった。当事者間で合意のもとになされた協定に裁判所が介入することを許す正当な  
法律上の理由は何も存在しなかった。協定は子にかなる害悪も及ぼしてはいない。さらに、父の行使する面接  
の特権も子を害しておらず、引続いて行使することが認められる。しかし、子に関する限り、一方の親が他方の  
宗教教育を誹謗したり、卑しめたり、ひそかに害したり、または否認しないことが、監護および面接の条件であ  
ったというのである。

ここではエホバの証人を信じる母が三人の子を監護しており、カトリック教徒である父はこれに何の異議も申  
し立てず、母子の生計を支持していた。プリンス・エドワード・アイランド州においては、一九八一年当時、人  
口の約四六・六％がカトリック教徒であった。<sup>(2)</sup>訴訟に当って、父が子の監護を請求したが、これは認められてい  
ない。父は強力に子の監護を求めたわけではなく、訴訟の審理中に母との間で妥協が、成立したのである。母  
がエホバの証人を信じていることを正面に出し、それが子の最善の利益に反する恐れがある旨を父が強く主張す  
れば、裁判所の判断もちがってこよう。なお、裁判所によれば、一つの教義が他の教義よりも子の最善の利益に  
なると裁判上で決定上で決定することは、裁判所の機能として適切でないという。これは両親がそれぞれ別々の  
宗教を信じているとき、そのことのみを理由にして裁判所が抽象的な宗教論をたたかわすべきでないことを強調  
しているにすぎない。下手をすれば、宗教裁判にもなりかねない問題を含んでいるだけに、裁判所は自ら慎重に  
ならざるを得ないであろう。それにしても、父母の信じる宗教が異なることによって子がどのような被害を蒙るこ  
とになるかは、別個に判断しなければなるまい。

(1) R. F. L. 2d. vol. 38. p. 293.

(2) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年) 未来社。

#### 六 Fougere v. Fougere (一九八七) 事件<sup>(1)</sup> ニュー・ブランズウィック州

この事件において、婚姻による二人の子の監護は妻に託され、夫には子との面接が認められた。ところで、妻は夫の面接を変更するよう請求した。その理由として、夫は彼の面接時間を利用し、子にエホバの証人の信条を公式または非公式に説明し、強制しようとする。それによる必然的な結果として、彼女が子を養育し、子に彼女自身のローマ・カトリック教の教義を教えようとする努力を傷つけていると主張する。原審は夫に対し、彼が面接権を行使するとき、子を宗教活動に巻き込むことなく、さらに彼の信条を子に教え込まないように命じた。夫は原審の命令の条項は余りにも広すぎるとして、控訴した。

裁判所はこれに対して、命令を変更し、次のように判断している。すなわち、裁判所は監護親が子を宗教的に養育することに関する問題を決定する権利を含め、子を養育しようとする親の合理的な努力を援助しなければならぬ。夫が彼の宗教的信条を実行することは、妻の権威を侵食し、子を彼女から遠ざける結果となる。証拠によれば、子の福祉は、夫の面接をある程度抑制しなければ、損なわれてしまうことを示している。夫は子と面接する間、子を彼の教会における宗教的儀式に連れていくことなく、彼自身の宗教を子に信じるよう強制することなく、妻の体もしくは人格または彼女の宗教に不利な影響を及ぼし勝ちな宗教的性質を帯びた意見をすべきでないというのである。

子の立場からみれば、親の身勝手な宗教がらみの行動にもとづいて直接・間接に被害をうける危険のあること

は、さきに指摘したが、当面の事件でもこれが明白に現われている。父はエホバの証人を、母はローマ・カトリック教をそれぞれ信仰しており、離婚後、一方で父は子と面接する機会を利用して、子にエホバの証人の信条を教え込もうとし、他方で母は自分の信じるカトリック教の教えにもとづいて、日常生活の中で子を監護・養育しようとする。一九八一年当時、ニュー・ブランズウィック州において、カトリック教の信者は人口の五三・九%を占めていた。<sup>(2)</sup> 子が親と接する時間は、監護を引き受けている母のほうが父よりも格段に長いことはいうまでもない。子の立場からみれば、生活を共にしている母が伝えてくれるカトリック教の教えが自然に身につくのに対し、比較的に限られた時間しか面接しない父がエホバの証人という全くちがった考え方を強制的に教え込もうとすれば、混惑を引き起こすことはまちがいない。子と面接する父の行動に自制を要求するのは、それにより、母子に平穏な日常生活を確保させようとする裁判所の希望の現われでもあろうが、ここには暗黙のうちに、エホバの証人に対する裁判所の否定的な考えがにじみ出ているように思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 6. p. 314.

(2) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年) 未来社。

六 Hocky v. Hocky (一九八九) 事件<sup>(1)</sup> オンタリオ州

この事件において、夫婦は一九八二年にカナダ合同教会 (The United Church of Canada) で婚姻し、洗礼をうけた。だが、彼等の双生児が洗礼をうけるまで教会に出席することはなかった。夫婦は一九八七年に離婚したとき、子の監護は母に託し、父に面接を認めた。その後、父は再婚し、エホバの証人の教義を信じるようになった。父は彼の息子および新らしい家族と共に土曜日の朝の教会儀式に出席し、母はその後、ローマ・カトリッ

ク教徒となった。母はエホバの証人の教義に敵意を抱くため、父が子と面接することを拒否した。原審は父が子に彼の信仰を教えないよう、面接の内容を変更したので、父が控訴した。

裁判所はこれに對して、次のように判断している。すなわち、二つの宗教にさらすことが五才になる二人の子にとって有害であるという証拠は何も見当らない。面接する父と子によって二つの宗教上の教義および儀式が共有されること、または二つの宗教にさらすことが子の最善の利益に反する旨の強力な証拠が存在しないとき、子と面接する親は、彼または彼女の宗教的信条を子と共有できるべきだというのである。

ここにはじめてその名前をみせたカナダ合同教会は、カナダ最大のプロテスタント教派であつて、オンタリオ州のトロントに本部があり、一九二五年に組合教会、メソジスト教会および長老派諸教会の約半分が参加して成立したといふ。<sup>(2)</sup>一九八一年当時の統計によれば、信者の数はオンタリオ州ではカトリックが三五・六%、プロテスタントが五一・八%であり、カナダ合同教会は後者のうち一九・四%を占めていた。<sup>(3)</sup>一九八二年当時、カナダ全土で約三十万人を数えている。<sup>(4)</sup>双子の息子はプロテスタントとして洗礼をうけたが、父母の離婚後は母の監護をうけていた。ところが、父はプロテスタントを捨ててエホバの証人に改宗し、母もプロテスタントからローマ・カトリックに改めている。母としては、自分の監護する子が父によつてエホバの証人の教えを強制されるのではないかと恐れるのも尤もと思われる。子に万一のことがあれば、父は子に輸血をうけることを認めないと考えられるからである。この点からすれば、裁判所の判断には疑問が呈されよう。子はまだ五才であり、宗教がどのようなものであるか、理解できる状況にはないから、父母がそれぞれ別々の宗教を信じさせようとしても、実害は生じないとも考えるのであろうか。ここで反面からみれば、子が幼少であるからこそ、砂地に水が浸み込むように、何の抵抗もなく父母による教えを受け入れてしまいかも知れないではないか。ローマ・カトリックとエホ



バの証人のいずれもが、子の最善の利益に貢献するのであれば問題は無いであろうが。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 21. p. 105.
- (2) 世界キリスト教百科事典三〇六頁。(一九八二年) 敬文館。
- (3) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年) 未来社。
- (4) 世界キリスト教百科事典・前掲書三二二頁。

七 Ryan v. Ryan (一九八六) 事件<sup>(1)</sup> ニュー・ファンドランド州

この事件において、両親が一九八五年に別居して以来、七才の子は母と生活していた。子は彼が父と面接するのを母が許可しているのに気付いていた。しかし、子をローマ・カトリック教の教義のもとで養育している母は、子が父と面接することにより、父が関与しているバラ十字会—錬金魔法術秘密結社 (Rosicrucian) の影響をうけるのではないかと恐れていた。母はそれに加えて、子のアレルギーが父との面接によって悪化するのではないかと心配する。このような事情のもとで、父が子との泊りがけの面接を請求した。

裁判所はこれに対して、父に子との面接を認め、次のように判断している。すなわち、父が干与している秘密結社がキリスト教の教義に反する信条を生み出すことになるか、または泊りがけの面接により、父の住居の状況で子のアレルギーに危険であるという証拠は何も存在しなかった。子の最善の利益のためには、両親の健全な関係が要求される。母は、子が父を訪問することを奨励し、勇気づけることにより、面接についての子の気づかいを軽減すべきであった。このような訪問には、泊りがけおよび週末の面接が含まれるというのである。

ところで、ここに姿をみせたばら十字会とはいかなる団体であろうか。これは十七世紀の初頭のドイツで起っ

た精神運動であり、匿名作者による四つの基本文書の公刊を機に姿を見せた秘密結社といわれる。架空の始祖ローゼンクロイツ (Christian Rosenkreuz) の名にちなんで、メンバーは「へばら十字の人」を自称した。<sup>(2)</sup> なお、一九八一年当時、ニュー・ファンドランド州において、カトリック教徒は人口の三六・三%を占めていたという。<sup>(3)</sup>

当面の事件において、七才の子は母によりカトリック教徒として養育されていて、母の許可のもとに父と面接している。ところが、父は右にみたようなばら十字会に属しているため、母は子が父と面接する際にこの秘密結社によって何らかの影響をうけることを恐れるのは、当然の成り行きといえよう。子の立場からみれば、母により教えられているカトリックの教義とばら十字会の主張とが同様の内容であれば、とくに問題はないが、現実には両者は全く別個のものと判断される。裁判所もいうように、子の最善の利益のためには両親の健全な関係が必要であることはいうまでもないが、両者の信仰は全く別のところにある。このような現状を直視するとき、母のとるべき態度の一つは、子と父との面接を許可しないこと、もう一つは、許可するとしても、父に対して、子に彼の奉じるばら十字会の主張を伝えたり、信奉させようと強制することを禁止することが必要と考えられる。この点からいえば、裁判所の判断には大きな手ぬかりがあった。父は宗教ぬきで子と面接する限り、子との関係はもとより、母とも健全な関係を維持することができるにちがいない。

(1) R. F. L. 3d. vol. 3. p. 141.

(2) 世界宗教大事典一五三〇頁。(一九九一年)平凡社。

(3) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年)未来社。

この事件において、夫婦は一九六五年に婚姻し、一九七六年に別居した。彼等はプリマス同胞教会 (The Plymouth Brethren) と称する団体の会員であったが、妻は他の宗教団体に移り、夫はいぜんとして元のまま留まっている。三年間の別居を理由とする離婚手続において、原審は両親が三人の子の宗教教育について意見が一致しないことは、子にとって有害であると認定した。そのため、子の監護を母に認め、彼女は子の宗教教育について指示する権利を有するとした。父は子と共に宗教的行事に出席しないし、子の宗教的信条を変えさせようと企てることもなかったが、右の判決に控訴した。

裁判所はこれに対して、父の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、原審は両親の間の宗教的な論争による強い影響を考慮し、父が子を彼の団体の宗教行事に参加させるのを許可することは、子の最善の利益に合致しないと考えた。証拠はこの考えを支持している。子は信仰の自由を否定されていなかった。年長の二人の子は、すでに父の信仰をうけ入れている。年下の子の監護を母に認め、彼女に子の教育を決定する権利を認めても、子の信仰の自由の権利を奪うものではない。裁判所には、彼または彼女の宗教上の信条を理由に、一方の親に子の監護を否定する権利はないけれども、宗教上の信条が子の福祉に及ぼす影響を考慮する必要があったというのである。

ここに姿をみせたプリマス同胞教会というのは、イギリスのプリマスにおいて創設された信徒の団体であり、一八三〇年にダービーによって最初のセンターが設けられた。彼はもとアングリカン・チャーチの司祭であったが、アイルランドにおいてこの運動を始めた。最初の共鳴者の中に聖書学者トレグスがいる。彼等の主張はカルヴィン主義と敬虔主義の折衷とみられ、聖書の逐語霊感説を信じ、千年至福説を主張する。その道徳観はピューリタン的であり、職業の選択についても厳格であるという。<sup>(2)</sup>

それにしても、問題はさきにみた諸事件と同じ様相を呈している。父母がそれぞれ別個の宗教を信じることに  
なり、日常生活では母が自分の信じる宗教にもとづいて幼少の子を養育しているのに対し、父が子と面接する際  
に母の同意を得ることなく、別の宗教を子に教えたり、それを強制しようと企てる。子の立場からみれば、理論  
的には自分が何か宗教を信じるか信じないか、自由であるし、信じるにしても、何を選択するか、自由に決定で  
きるはずである。だが、現実には子による自主的な選択というよりは、むしろ親が信じる教えを日常生活の中で  
子は自然に身につけてしまう。このようにして子の身についた教義と全く相容れない信仰を他方の親が子に注ぎ  
込もうとするとき、子は二つの宗教の谷間に落ち入ることになる。

(1) R. F. L. 2d, vol. 39, p. 396.

(2) 世界宗教大事典一五二九頁。(一九九一年)平凡社。

#### 九 Boris v. Boris (一九九一)事件<sup>(1)</sup> アルバート州

この事件において、父母と三人の子はローマ・カトリックの信仰をもつけれども、教会関係の活動にはほとん  
ど参加しなかった。一九八九年にいたり、父はペンテコスト教会 (pentecostal) の会員となり、彼のライフ・  
スタイルを改めた。この教会によれば、会員でなければ救われなし、女性は男性に従属すべきであると教えて  
いる。夫婦間で三人の子は彼等が別居後、母と共に農場に留まるべきことを合意した。母は子の扶養料を提示し  
たが、それは現実の控え目な支出よりは高額であった。母は子の扶養料を請求し、父の面接に制約を加えるよう  
求めた。

裁判所はこれに対して、父に子の扶養料の支払いを命じると同時に、父は彼の宗教を子に強制しないよう制約

し、次のように判断している。すなわち、子と面接する親は一般的に、彼または彼女の宗教を子と共有することができるけれども、父の教会の批判的な慣例は子を混乱させることになり、さらに子を監護しない父が子を彼の宗教に引き入れることは、子の発育時期に適切ではないというのである。

ここにペンテコステというのは、聖書の使徒行伝二章一節以下に伝えられている聖霊降臨日をさすギリシヤ語を意味する。この日を記念するキリスト教の祭日を聖霊降臨祭、五旬祭といい、元来は旧約聖書に記されている過越の祭より五十日目の七週祭を意味していたが、新約聖書では、それをイエスの復活日より五十日目をさすと解釈された。この日、聖霊が初代教会の信徒たちの頭上に炎のように降り、ここで彼等が「他国の言葉」で語りはじめたとされる。教会史上、この日は復活祭に次ぐ大きな祭日として守られてきたが、今日でもヨーロッパなどキリスト教文化圏では一週間の祝祭日になっている。

当面の事件において、父はローマ・カトリック教から右のようなペンテコステ教会の会員となったが、母および三人の子はいぜんとしてカトリックの信仰を維持している。一九八一年当時、アルバート州において、カトリック教徒は人口の二七・七%を占めていた。<sup>(3)</sup> いずれにしても、ここで必然的に父と母子の信教が異なる事態が出現した。しかも、ペンテコステの教えによれば、会員でなければ救われないし、女性は男性に従属すべきことを命じる。ローマ・カトリック教の立場からみれば、これこそ正に異端というべきであろう。このような異端を信じる父が、もし何の制約も加えられず、カトリック教のもとで養育されてきた子と面接することになれば、父は当然にこの機会を利用して、子に自分の信じる教を強制するかも知れない。この恐れは充分に考えられる。これまで親子はカトリックを信じながら、教会関係の活動をほとんどしていないというが、このことが返って、ペンテコステに転向した父の子に対する活動をしやすくするかも知れない。裁判所が父に子との面接を認めながら、

自分の信仰を子に強制しないように命じたのも一理あると思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 27, p. 339.

(2) 世界宗教大事典一七四六頁。(一九九一年) 平凡社。

(3) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年) 未来社。

#### 十 Avitan v. Avitan (一九九二) 事件<sup>(1)</sup> オンタリオ州

この事件において、夫婦が最初に知り合った当時、夫はユダヤ教徒であり、妻はペンテコステ教会の会員であった。一九八六年三月に婚姻したとき、妻はユダヤ教に改宗したが、それは婚姻という目的を達成するための手段にすぎなかった。一九八六年五月に子が生まれ、同年十月に離婚したが、そのとき、子を連れて夫の許を去った。離婚後、妻は子をペンテコステ教会に連れていき、洗礼をうけさせた。一九八七年一月に彼等は協定書を作成し、子は母と生活を共にするが、ユダヤ教の教義のもとで養育し、安息日 (Sabbath) をはじめすべてのユダヤ教の儀式に参加することを定めた。母は子の養育について父がいかなる役割を果すことも望まない。他方、父は彼の息子を愛していて、子と接触できないことにより、欲求不満の状態に落ち入っている。父は子との面接および子の宗教を決定する権利を請求した。

裁判所はこれに対して、父に子との面接を認め、さらに父母双方は子の宗協的養育に参加する権利があるとし、次のように判断している。すなわち、事実上、父母の間に強力な個性の衝突が存在したけれども、父は子にいかなる危険も及ぼしていない。母は子を父の意に反して手許にいたり、子を父の生活圏外におくことは許されない。一般的にみて、子は両親と接触があるのが子の最善の利益である。父はたとえそれが母の新しい家族計画を

破壊するとしても、子と面接する権利を認められる。子は、父または母の宗教と接触することによる苦痛を蒙ることはないと思われる。父母双方は、彼または彼女の宗教を子と共にすることができべきだといふのである。

ここでは、母の宗教的な変歴が目立っている。彼女は当初、ペンテコステ教の会員であったが、ユダヤ教を信じる父と婚姻するに当り、異教徒同志の婚姻と非難されるのを避けるためか、父と同じユダヤ教に改宗したものと思われる。ところが、子が生まれて離婚したのち、ユダヤ教徒である母は子にペンテコステ教会で洗礼をうけさせた。彼女自身もユダヤ教を捨てて、もう一度、ペンテコステ教に入信するつもりであったかどうか、わからない。だが、その後、両者間で作成された協定書による限り、実際には、彼女は当初から終始、ユダヤ教徒であり続けたとみてまちがいないであろう。そうだとすれば、多少の変遷はあったにせよ、子は同じユダヤ教の教義を信じる両親によつて監護・養育されていることになり、子の立場からみて、両親の信じる宗教がちがっていることによる間接的な被害を蒙るという事態はほとんどみられない。この点は子にとって最善の利益といふべきであろう。

(一) R. F. L. 3d. vol. 38. p. 382.

### 3 親の一方のみが宗教に係わる例

別居または離婚後も両親がこれまでどおり、同じ宗教・宗派に従って日常生活を営み、子を共同監護している場合または一方が子の監護を引き受け、他方が子と面接する方法をとる場合は、親子間で宗教とのかかわり合い

がとくに問題を生じることはないであろう。ところが、両親が別々の宗教を信じ、子の監護・面接について行動するとき、さきに見たように、子が直接または間接に親の信じる宗教による被害を蒙る事態を生じることになる。このような事態とは対象的に、両親の一方のみがある宗教を信仰しており、他方は宗教と全く無関係・無関心という場合もあるにちがいない。このような場合、子は現実にとどのような立場におかれることになるのであろうか。これについてもいくつかの例がみられる。

① Gallagher v. Gallagher (一九八八) 事件<sup>(1)</sup> ニュー・ブランズウィック州

この事件において、夫婦は一九七六年に婚姻し、一九八三年に別居した。妻および三人の子は従来の住居に残り、夫は別居合意のもとで扶助料を支払った。その後、夫は二人の子のいる女性と同居を開始した。夫は経済的な問題のために子を妻の許に残したが、子はたびたび彼の許に留っており、夫は妻が子を肉体的に虐待したと非難する。妻と子はペンテコステ教会に出席し、子は教会の厳格な教義のもとで養育された。専門家の鑑定によれば、子はストレスのもとにあるが、健康であり、母の許に留まることを希望しているという。夫の家族によれば、妻は貧しい母であるが、当事者双方は互いに有能な親とみている。このような事情のもとで、父が子の監護を請求し、母は扶助料、住居の継続的な使用および夫婦財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対して、子の監護・扶助料・住居の使用を母に認め、夫婦財産を平等に分割し、次のように判断している。すなわち、子は一九八三年以来、母の監護をうけており、これを変更することは彼等に不利な影響を及ぼすことになる。父は自由な意思で合意書に署名しており、母が子の監護に適切でない証拠のない限り、合意を排除する理由は見当らない。さらに、子は母の許に留まることを望んでいるし、専門家の鑑定も母の監護を



支持している。母の信奉する宗教的な儀式が心配されたが、それらは子にとって有害なものではなかった。このような次第で、子は母の許にいたるのが子にとって最善の利益であり、母は子が通常のスポーツ活動を行い、多様な教育がうけられるという条件で監護を認められるというのである。

ペンテスコテ教会については、さきに *Borris v. Bris* (一九九一) 事件で説明したので、ここではくり返さない。信徒の数は一九八〇年当時、カナダ全土で約三〇〇〇人であった。<sup>(2)</sup> 当面の事件において、母と三人の子は右の教会に出席し、子は教会の厳格な教義のもとで養育されており、今後もそれが継続されるにちがいない。一方、有能な親として評価される父は宗教と全く無縁のようであり、子の立場からみれば、父の信じる宗教によって影響をうけるといった恐れは少しも存在しない。子が母のもとにおかれることが子の最善の利益と判断されたことはまちがいないと思われる。

(一) R. F. L. 2d. vol. 48. p. 249.

(二) 世界キリスト教百科事典三〇四頁。(一九八二年) 敬文館。

② *Whetstone v. Whetstone* (一九七九) 事件<sup>(1)</sup> アルバータ州

この事件において、夫婦は一九六八年に婚姻し、一九七六年に別居した。妻の主張によれば、夫は妻に対して横暴なふるまいをした。具体的にいえば、いじめ、小言をいい、けなし、非難し、金銭を与えず、あざ笑う。さらに加えて、妻に肉体的暴行を加える。妻は子連れて婚姻住居を去った。彼女の兄は、「神の子」(*The Children of God*) と称される宗教団体を彼女に紹介した。その後、彼女が教団の共同生活地 (*commune*) を離れ、*British Columbia* 州に滞在中、夫はアルバータ州で、妻がアルバータ州から子を移動させることを禁止

する旨の一方的な禁止命令を得た。一九七六年九月に夫はブリテッシュ・コロンビア州の家庭裁判所で監護命令、同年十月にはアルバータ州で監護命令さらに十一月には妻に宿っていると考えた悪魔を追い払おうとした。そこで、妻が離婚、子の監護、母子の扶養料を請求した。

裁判所はこれに対して、離婚仮判決、附随的救済を与え、次のように判断している。すなわち、被告である夫の行為および態度は、妻に対する精神的虐待を構成する。さらに加えて、彼は妻に対し、肉体的虐待を構成する暴行の罪を犯した。妻は夫の有利に監護命令がなされたのちも、子との接触を維持していた。夫は妻に対し、子と共に彼の住居にきて、子の召使いになるよう、不当な要求さえた。幼少の子は母の許に在るのが子にとって最善の利益と考えられる。したがって、子の監護は母に認められるというのである。

ここで母の信じる「神の子」とは、古代オリエントと旧約聖書では王を指す尊称であり、新約聖書ではイエス・キリストに最も多く冠せられる尊称の一つとされる。イエス自身が実際に自分をそのように表示したわけではなく、生前に神を「父」(マルコ伝十四章三十六節)とよびかけた彼の權威を、彼の死後の原始キリスト教団が言い表わしたものである。最終的にはヨハネ伝の冒頭にみられるような「神の子」イエスが万物に先立って存在するという「先在」の觀念にまで発展したといふ。<sup>2)</sup>

当面の事件において、右のような「神の子」を信仰する母に対し、父は肉体的・精神的な虐待を加えた事実が認定されており、あまつさえ、母に対し、子の召使いになれとの暴言をはいている。父は母と異って、宗教心を全くもっていないようである。子の立場からすれば、父母がそれぞれ別々の宗教を信じ、双方からの自分の宗教を押しつけられることにより、直接・間接に被害を蒙るといった恐れは少しも存在しない。これは子にとって大きな救いといえよう。子が母のもとで監護されるのが子にとって最善の利益とする裁判所の判断は当を得たもの

と評価してよからう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 9. p. 168.

(2) 世界宗教大事典三八五頁。(一九九一年) 平凡社。

③ Barrett v. Barrett (一九八八) 事件<sup>(1)</sup> ニュー・ファンドランド州

この事件において、夫婦は一九七五年に婚姻し、一九八五年に夫が妻を肉体的・精神的に虐待したことが原因で別居した。八才、七才の息子と三才の娘は、アングリカン・チャーチ (Anglican church) に属する母の許で養育されていた。その後、一九八七年に母は短期間入院したとき、子の世話を父に託したが、退院したならば彼女の許に帰ってくるものと信じていた。だが、父は母の退院後、子が母の許に帰るのを拒否した。なぜなら、母はすでにエホバの証人に改宗しており、以前のように子をアングリカン・チャーチの一員のままで養育することはないと考えたからである。父は子を託されて以来、しばしば子の世話をベビーシッターに委ねていた。そこで、母は一九八五年の離婚法のもとで子の監護を請求した。

裁判所はこれに對して、母に子の監護を命じ、父に子との面接を認め、次のように判断している。すなわち、母が病院より退院後、子を母の許に返えすという合意は、裁判所を拘束することはないが、父が裁判所の介入を正当とする事情を立証しないとき、尊重されるべきであった。子に對して直接または間接の被害を及ぼす証拠が存在しないとき、子の宗教的信条が母と異っているという事実は、父母の双方が子の宗教的信条を尊重する限り、彼等の監護にとって重要なことではないというのである。

ここにいうアングリカン・チャーチは狭義では英国国教会を指すが、広義には日本聖公会を含む全世界の聖公

会を意味する Anglican communication と同義に用いられる。今世紀に入って教会合同運動が始まると、アングリカン・チャーチはプロテスタントとカトリックの間の橋渡しの存在としての特異な地位を利用して、運動の進展に積極的にかかわっている。<sup>(2)</sup> 一九八〇年当時、聖公会の信徒はカナダ全土で約一二〇万人を数え、<sup>(3)</sup> また一九八一年現在でニュー・ファンドランド州では人口の一五・六%を占めていた。<sup>(4)</sup>

母がこのような聖公会の一員として三人の子を養育する状態がそのまま継続すれば、問題は生じなかつたはずである。だが、母は退院後、聖公会を捨て、エホバの証人を信じることになつた。父の立場からすれば、多分、彼は宗教に無関係・無関心であつたと思われるが、もし子の監護を母に託してしまえば、子が病気で輸血が必要になつたときでも、母がそのための適切な対応をするとは考えにくい。子の生命が危険にさらされる。父がそれを恐れることは充分に理解できる。父が自分の監護してきた子を母の許に返えすのを拒否した主な理由もここにあろう。このような事情から判断するとき、裁判所が子の監護を母に認めたことには大きな疑問が呈されよう。子もエホバの証人が輸血を認めないことを父から聞いたにちがいない。子がその中で養育されてきた宗教的信条が母のそれと全く異なるものとなつたという事実は、ここできわめて重要な意味をもってくる。すべからく、子の監護は父に委ねるべきではなからうか。

(1) R. F. L. 3d. vol. 18. p. 186.

(2) 世界宗教大事典一一二頁—一一三頁。(一九九一年) 平凡社。

(3) 世界キリスト教百科事典三〇四頁。(一九八二年) 敬文館。

(4) 新保満「カナダ社会の展開と構造」四六頁。(一九八九年)

④ Robb v. Robb (一九七九) 事件<sup>(1)</sup> ノバ・スコシア州

この事件において、夫婦は二十年に及ぶ婚姻の間に六人の子を設けた。年長の二人を除くあとの四人の子について、監護が問題になった。離婚手続において、四人のうち最年長の子は父の許に留まり、他の三人は母を選んだ。原告である母は立派な主婦であり、子の養育に主として責任を負ってきた。一方、被告である父も子のために献身的に努力し、良き父であると同時に良き働き手と認められていた。夫婦間の紛争は母がエホバの証人の会員となったのに対し、父は子が高度の教育をうけ、社会・文化活動をする気を失ってしまうのではないかと恐れたことに端を発している。

裁判所はこれに対して、最年長の子は父が監護し、年少の子は母の監護に託し、次のように判断している。すなわち、エホバの証人の教義を原因として、三人の年少の子の監護につき、母の権利は制限されるべきである。子の誰れかが治療を必要とするとき、手術のための同意を与える権利は父に委ねられ、父によってなされた同意または許可は、医療目的のために充分な親の同意となるというのである。

当面の事件において、それまで平和であった家族も、母が突然にエホバの証人に入信したため、夫婦は離婚に直面し、六人の子のうち、年長の二人は別として、あとの四人の監護が問題となった。父の立場からすれば、四人の子が母の信仰によって直接に被害を蒙ることを恐れたのも当然のことと思われる。しかし、裁判所は母による年少の三人の監護を否定することはなかった。とはいえ、無条件で認めたわけではない。将来、医学的に子のために輸血が必要な事態が生じた場合、母が拒否することは自明の理であるため、裁判所は、たとえ母が拒否したとしても、父さえ同意すれば充分であるとし、いわば母に強力な足枷をはめたことは、子の最善の利益を保護するのに必要な手段であったと理解できよう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 2. p. 172.

⑤ Pentland v. Pentland (一九七八) 事件<sup>(1)</sup> オンタリオ州

この事件において、十七才の少年が自動車事故により重傷をうけ、入院後、輸血が必要となった。監護親である母、子、子の義父は、宗教的理由にもとづいて、輸血に同意することを拒否した。彼等はエホバの証人の信者であった。子の父および祖母は、このような輸血によることで同意していた。父は子の監護を母に認めた仮判決の変更を請求した。

裁判所はこれに対して、仮判決を変更し、子の監護を祖母に委ね、次のように判断している。すなわち、すべての子は、人間的見地から可能である限り、生命を維持する権利を有している。すべての子は、彼の社会において利用できる最善の医学的治療をうける基本的な権利を有している。かかる医学的治療がその親または監護者によって故意に妨げられるとき、子は放置されたことになる。そのとき、子の監護を親または監護者から取り去り、子に基本的な権利を否定しない人に移すのが裁判所の義務である。病院のような法人としての監護者は、必要な目的が達成されるのに要求される即座の決定を準備することができなかった。したがって、子の監護は母方の祖母に認められ、彼女が医学的処置に同意を与えることになろうというのである。

これまで、エホバの証人が関連する事件がいくつかみられたが、そこでは、親の一方がエホバの証人の教えを信じるとき、たとえ子が輸血をうけることを必要とするような事態が生じても、それに同意することはないであろうと考えられていた。だが、ここでは現実に子が重傷を負い、輸血をうけなければ生命を維持できないという緊急の事態に直面している。恐れていたことが現実の問題として出現した。子を監護する母、子自身、子の義父

もエホバの証人を信じるため輸血を拒否する。重傷をうけた少年は十七才に達しているから、輸血の意味を充分に理解し、輸血をうけなければ死亡することを承知しているはずである。このまま放置すれば、子は確実に死亡してしまふ。ここで、医学的な処置に対する宗教的な異議を打ち負かすため、裁判上の有効な手段として、一つの対案 (alternative) が提供された。子への輸血に反対する母から子の監護の仕事を奪い、輸血に同意する母方の祖母に移し、彼女が子を説得したうえで、彼女の同意のもとに子に輸血するという段取りである。これによって、子の生命を確実に救うことができるにちがいない。

(一) R. F. L. 2d. vol. 5. p. 65.

### 三 結 び

子の監護・養育をめぐる父母の宗教がどのようにからんでくるか。イギリスのコモン・ローによる考え方が時代と共に変化し、カナダの地でのような展開をみせることになるのか。オンタリオ州の事例についてはすでに検討したので、その成果をふまえて、コモン・ロー諸州に眼を広げ、問題を再考する機会とした。

姿をみせた宗教を列挙すれば、ユダヤ教、ファンダメンタリズム、エホバの証人、ローマ・カトリック教、シク教、プロテスタント教、ギリシヤ正教、バラ十字会、プリマス同胞協会、ペンテコステ教会、神の子、アングリカン教会、等々多種多様に及んでいる。子を監護する父母がこれらの宗教を信仰していて、父母の宗教が同一であるか、ちがっているか、または父母の一方のみがある宗教を信仰するにすぎないのか、によって、監護の問題をめぐる子のおかれる立場は一様ではない。とくに問題が多いと思われたのは、父母が別々の宗教を信仰し

ているときである。父母それぞれが自分の信仰する宗教を子にも信じさせようと願うのは、自然のことかも知れない。このことと、父母のいずれに子を監護させるのが子にとって最善の利益になるか、この両者をうまく結びつけることができるかどうか。巾広い配慮が求められよう。

子の監護を認められなかった一方の親が子と面接する際に、自分の信仰する宗教を子に教え込もうとする事態も出現している。下手をすれば、子の監護をめぐって宗教戦争が父母の間で始まる恐れも強く感じられた。とくに注目すべきは、エホバの証人がかかわってくる場合である。この教義によれば、輸血というものを一切認めない。輸血が行われなければ生命が失われることがわかっていても、それを拒否する。まさに、宗教が命とりになる好個の例といってよい。それにしても、宗教はもともと人の内心の問題であり、他人がたやすく立ち入ることは認められない。父母はどのような宗教を信仰しようと自由であろう。だが、それが子の監護という問題とかがわり合うとき、このような自由はうしろに退けて、あくまでも子の最善の利益という大きな旗印を判断の基準として行動することが強く要求される。これによってはじめて、子の監護と宗教というむづかしい問題をわだかまりなく処理することができるようになるのではないかと思われる。